

申25号

医療職場の適正化に関する申し入れ **提出**

医療部会は、「第1回医療フォーラム」の議論を踏まえ、日本の産業保健制度や産業医療の法整備に関わる問題についての解決を図るために提言をまとめ、産業保健の課題を「たしろかおる参議院議員の政策」に高め、国会内で議論していただく政策提言を提出【2月25日】してきました。

今回の申し入れは、医学適性検査に重要な視力計や聴力計等の健診機器メンテナンスおよび機器更新の検査周期の地域間格差の改善や、納得の得られる産業医の面接を望んでいる声。また、労働安全衛生の観点からも、外注化における本体の責任が必要です。

会社に対して、鉄道事業の安全を支える医療職場の充実と、法令遵守できる体制を実現、全組合員が健康で働ける産業医療実現のために申し入れを行いました。

申し入れの項目 (要旨)

JR 仙台病院関連

1. 外来化において、2人以上の常勤医を配備すること。
2. 医適に関する「耳鼻科」と「眼科」、社員のメンタル疾患に対応していくため「精神科医」については早急に常勤医を補充すること。

健康管理関連

3. 盛岡鉄道健診センターの産業医不足を早急に解消すること。
4. 産業医の勧告については、社内の地位に関係なく会社は耳を傾け、協力すること。
5. 使用検査機器については、その全てをメンテナンス対象とすること。また、全社統一して行うこと。
6. メンタルヘルスに対するサポート体制については、精神科医・産業医・保健師で行うしくみを全社で確立すること。
7. メンタル疾患を早期に見つけ、重症化を防ぐために職場環境が変わった個人を対象に職場巡回できる体制の確保を行うこと。
8. 業務上の措置が必要な場合において、労働者の意見を聴き、産業医と管理者の三者が同一の場で十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られるよう努めること。
9. 医適の基準で矯正が不可能なものは対象とならないが、回復の可能性がある、また乗務復帰を望む労働者に対しては速やかにこれに向けたスケジュール案を労働者に提示する中で積極的に進められていく環境の整備を行うこと。
10. JR東日本が発注または委託した業務において、労働安全衛生に関わる事象が鉄道敷地内で発生した場合、鉄道敷地を管理するJR東日本が責任を持って対応すること。

労働安全衛生法を遵守し、安全衛生の質を向上させよう!